

衆議院総務委員会ニュース

平成 21.5.12 第 171 回国会第 18 号

5 月 12 日（火）第 18 回の委員会が開かれました。

1 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

- ・鳩山総務大臣、早川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

伊藤 渉君（公明）

- ・今回の法改正により、我が国における外国人住民の人道・人権という点でどう前進するのか。
- ・特別永住者の通称名についてどのような取り扱いになるのか伺いたい。
- ・外国人住民への住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の適用対象の拡大に係る規定の施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとしている「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案」（以下「入管法等改正法案」という。）の施行日とされているが、人道・人権に配慮して、できるだけ早く施行する必要があるのではないか。

寺田 学君（民主）

- ・改正法案により他の市町村へ住所を移した場合における住民基本台帳カードの継続利用を可能とすることが、同カードの普及にどの程度つながると考えているのか伺いたい。
- ・改正法案により外国人住民が住基法の適用対象に加えられるに伴う市町村のシステム改修に対する財政支援について伺いたい。
- ・現行の外国人登録法の対象となっている外国人の範囲と改正法案の対象となっている外国人住民の範囲に差異がある理由を伺いたい。

逢坂 誠二君（民主）

- ・地方自治法における「住民」の定義は、国籍の如何、外国人登録の有無を問わないものであり、改正法案の対象とならない外国人も、住民として行政サービスを受け、住民としての義務を負担することになると理解してよいのか。
- ・仮放免中の者や難民認定申請中の者を改正法案の適用対象とすべく何らかの措置を講ずる必要について法務省及

び大臣の見解を伺いたい。

- ・在留資格の喪失に関し、改正法案第30条の50に基づく外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣から市町村長への通知がなされた場合、その者が現に入院加療中であっても国民健康保険の被保険者資格を喪失させることの当否について、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・住民基本台帳システムのシステム変更に伴うイニシャル・コスト及びランニング・コストは、自治体に負担させるべきではないのではないか。

塩川 鉄也君（共産）

- ・改正法案第30条の50に基づく外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣から市町村長への通知により、住民票の消除が行われ、外国人住民が行政サービスから排除されることは、地方自治法、住基法、国際人権規約等に反するのではないか。
- ・在留資格を有しない外国籍住民であっても、住民としての生活実態がある以上、自治体が住民基本台帳に記載することを可能とするような制度設計にするべきではないのか。

重野 安正君（社民）

- ・外国籍住民や外国籍住民の支援等を行っているNGO等の意見の聴取と改正法案への反映の状況を伺いたい。
- ・改正法案第30条の50に基づく外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣から市町村長への通知や入管法等改正法案第61条の8の2に基づく住民票の記載等に係る市町村長から法務大臣に対する通知の義務付けなどにより、自治事務である住民基本台帳事務が、国の事務である在留管理事務に従属することになるのではないか。